

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月28日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第74号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

「工場第一課
第2条中 を「工 場 課」に改める。
工場第二課」

第3条第1項中「東北部」の右に「， 北部」を，「事務係長」及び
「破碎機係長」の右に「(北部クリーンセンターを除く。)」を加える。

第4条第1項中「3人」を「2人」に改め，同条第2項中「管理係長」の右に「，
破碎機係長」を加え，「工場第一課」を「工場課」に改め，「， 工場第二課に施設係長
及び破碎機係長」を削る。

第6条第1項中「東北部」の右に「， 北部」を加える。

第7条各号列記以外の部分中「東北部」の右に「， 北部」を加え，同条第2号及び
第5号中「こと」の右に「(北部クリーンセンターを除く。)」を加え，同条に次の1号
を加える。

(7) 再資源化施設の管理に関する事項（北部クリーンセンターに限る。）。

第8条管理課の項中第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，第2号の次に次の1
号を加える。

(3) 粗大ごみ破碎施設の管理に関する事項。

第8条工場第一課の項中「工場第一課」を「工場課」に改め，同項第1号及び第2
号中「(第一工場に係るものに限る。)」を削り，同条工場第二課の項を削る。

別表東北部クリーンセンターの項の次に次の1項を加える。

北部クリー ンセンター	京都市右京区梅ヶ畠高鼻町27番地
----------------	------------------

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)